

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

ただし、道路、河川及び水路の敷地については、昭和59年度以前（昭和60年度以降の取得価格不明も含む）に取得したものは備忘価格1円として評価しています。

また、開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととしております。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

満期保有目的以外の有価証券市場価格のあるものについては、年度末日の市場価格に基づく時価法によります。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（建物、工作物、物品）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

- ・建物 15年～50年
- ・工作物 10年～45年
- ・物品 2年～15年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しております。

② 退職手当引当金

退職手当引当金については、原則として、期末自己都合要支給額により算定することとします。具体的には、一般職に属する職員については以下のAとBの合計額とし、特別職に属する職員についてはCで求めた額として、それらを合算したものを退職手当引当金として計上します。

A)基本額

勤続年数ごとの（職員数×平均給料月額×自己都合退職支給率）を合計したもの

B)調整額

次のいずれかとします。

a)イ及びロに掲げる額を合計した額

イ 勤続年数が25年以上の職員にあっては、該当職員区分の調整月額に50を、当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に10をそれぞれ乗じて得た額の合算額

ロ 勤続年数が10年以上25年未満の職員にあっては、該当職員区分の調整月額に50を、当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に10をそれぞれ乗じて得た額との合算額に2分の1を乗じて得た額

b)Aで求めた額に次の算式により算定した数値を乗じて得た額

前年度に自己都合退職した者に支給した調整額の合計額を、前年度に自己都合退職した者について、現条例の基本額の算定方法に基づいて算定される額の合計額で除して得た額

C)特別職に属する職員の退職手当引当金

当該職員全員が当該年度の前年度の末日に自己都合退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額

③ 損失補償等引当金

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度期間に対応する部分を計上しております。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ①消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
- ②固定資産の計上基準については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容
特にありません。

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
 - (2) 組織・機構の大幅な変更
 - (3) 地方財政制度の大幅な改正
 - (4) 重大な災害等の発生
 - (5) その他重要な後発事象
- 上記(1)～(5)に関して特記事項はありません。

4 偶発債務

- (1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
該当はありません

5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計
 - ② 地方自治法第235条の5の「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」規定に基づき、出納整理期間が設けられているため、財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
 - ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－	－	3.9	－

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降支出予定額

該当ありません。

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費	213,639 千円
事故繰越し	25,100 千円
合 計	238,739 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産

該当ありません。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

1,492,377 千円

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 1,518,687 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

184,204 千円

将来負担額 2,638,866 千円

充当可能基金額 1,143,412 千円

特定財源見込額 12,214 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

1,541,328 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当ありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支	399,068 千円
支払利息支出	16,664 千円
投資活動収支	△255,695 千円
<u>基礎的財政収支</u>	<u>160,037 千円</u>

②資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

・業務活動収支	399,068 千円
・投資活動収入の国県等補助金収入	120,891 千円
・未収債権、未払債務等の増減	△33,710 千円
・減価償却費	250,430 千円
・賞与等引当金繰入額	31,905 千円
・退職手当引当金繰入額	27,876 千円
・徴収不能引当金繰入額	△105 千円
・資産除売却益	1,781 千円
・ <u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>256,396 千円</u>

③ 一時借入金の状況

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。
なお一時借入金の限度額は 200,000 千円です。

④ 重要な非資金取引

該当ありません。